

八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金交付要綱

制定：平成 25 年 7 月 1 日

改正：平成 26 年 4 月 1 日

改正：平成 27 年 4 月 1 日

改正：平成 28 年 4 月 1 日

改正：平成 29 年 4 月 1 日

改正：平成 30 年 4 月 1 日

改正：平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）による被災地域において安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進するため、住宅の再建を行う被災者等に対し、当該住宅の取得費用の一部について、平成 31 年度の予算の範囲内で八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者は、市内において被災者（震災により居住していた住宅が被災し、当該被災した住宅（以下「被災住宅」という。）について全壊、大規模半壊又は半壊のり災証明書の交付を受けている者又は東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に伴い指定された避難指示区域内に原発事故が発生した当時居住して被災し、その旨を示す被災証明書が交付されている者をいう。）が居住するための住宅再建（住宅を新築し、増築し、又は購入すること（住宅を増築する場合にあっては、被災住宅以外の住宅に被災者が移転するためのものに限る。）をいう。以下同じ。）を行う当該被災者又はその者の 3 親等以内の親族とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としない。

- (1) 被災住宅の滅失手続をとっていない者。ただし、特段の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けている者
- (3) 住宅再建に係る契約の締結日が平成 23 年 3 月 10 日以前である者
- (4) 震災による住宅の被災又は原発事故による被災を住宅再建の直接の動機としない者

(対象住宅等)

第 3 条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅部分の床面積が、50 m²以上であること。ただし、増築の場合は、増築に係る床面積が 50 m²以上であること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の関係法令を遵守していること。
- (3) 平成 25 年 7 月 1 日以降において住宅再建に係る契約を締結しているときは、次のいずれ

かに該当するものであること。

ア 津波浸水区域外において再建するもの

イ 津波浸水区域内において再建するものである場合は、宅地のかさ上げ等（50cm以上の宅地のかさ上げ、若しくは地盤からの高さ90cm以上の基礎の築造をいい、以下単に「かさ上げ等」という。）を伴うもの又は当該住宅再建に係る宅地が周辺の土地より高くなっている等の理由により津波による被害を受けなかったものであること。

（対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅再建に要する経費とする。ただし、設計、造成工事、外構工事及び各種申請等に要する経費並びに被災住宅の解体に要する経費は含まないものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額のいずれか低い額とする。ただし、補助対象者が八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金の交付を受けている場合は、これらの額から当該交付を受けた八戸市被災者定着促進事業賃貸住宅定住補助金の額を控除した額とする。

- (1) 津波による被災者又はその者の3親等以内の親族（以下「津波被災者等」という。）が行う、津波浸水区域外への移転のための宅地購入を伴う住宅再建（分譲集合住宅及び中古住宅（当該住宅の完成後、第三者が入居したことのある住宅又は完成後1年が経過した住宅をいう。以下同じ。）の購入を除く。次号において同じ。）の場合 400万円
- (2) 津波被災者等が行う、津波浸水区域内においてかさ上げ等を伴う住宅再建の場合 300万円
- (3) 中古住宅の購入の場合 200万円
- (4) 前3号に掲げる場合以外の場合 250万円

（仮受付）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金仮受付（エントリー）申請書（別記第1号様式）にり災証明書（原発事故の被災者にあつては、被災証明書）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による仮受付（エントリー）（以下「エントリー」という。）の受付期間は、平成31年4月1日から令和2年1月31日までとする。

3 エントリーは、申請順に受け付けるものとする。ただし、申請額の総額が予算額に達した場合は、前項の受付期間内であっても受付を終了する。

4 第1項の申請書を提出した者は、当該申請書を提出した後において、補助金の申請を取り下げるときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、エントリーを受けた後、令和2年1月31日までに、八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し

なければならない。

(1) 契約に関する書類

ア 新築又は増築の場合は、工事請負契約書及び工事の内訳が分かる書類の写し

イ 住宅又は土地購入の場合は、売買契約書及び契約の内訳が分かる書類の写し

(2) 建築基準法上の建築確認に関する書類（住宅再建に係る住宅が建築確認の対象外である場合を除く。）

ア 新築、増築の場合は、建築確認済証、建築確認申請書（第1面から第5面）の副本及び設計図書（案内・配置・各階平面図）の写し

イ 住宅購入の場合は、建築確認済証及び設計図書（案内・配置・各階平面図）の写し

(3) 津波浸水区域内において、かさ上げ等を行った場合は、かさ上げ等前の宅地又は基礎の状況が確認できる写真及び造成計画図（盛り土計画・擁壁断面・建物基礎図等）の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請書の内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の不交付を決定したときは八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合でも、第10条の規定による実績報告が同条の規定による期限までに提出されなかったときは、当該交付の決定を取り消すことができるものとする。

（交付の辞退）

第8条 前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定通知を受けた後において補助金の交付を辞退するときは、速やかに八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金辞退届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（内容の変更）

第9条 補助決定者は、第7条第1項の規定による交付決定通知を受けた後、その決定内容を変更しようとするときは、あらかじめ八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金交付変更申請書（別記第6号様式）に第6条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査の上、八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金交付変更決定通知書（別記第7号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助金の交付の決定に係る住宅の引渡しを受けたときは、八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和

2年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法上の完了検査済証の写し（住宅再建に係る住宅が建築確認の対象外である場合を除く。）
- (2) 完成後又は取得後の外部写真2枚程度及び津波浸水区域内でかさ上げ等を行った場合は、盛り土の高さ・擁壁断面・建物基礎の高さが分かる写真
- (3) 被災住宅の滅失が確認できる書類の写し（第2条第2項第1号ただし書の適用を受ける場合を除く。）
- (4) 住宅再建後の住宅（以下「再建住宅」という。）への転居後の住民票の写し
- (5) 再建住宅及び土地の登記事項証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出が令和2年4月1日以降となる場合は、前項の規定にかかわらず、八戸市被災者定着促進事業住宅再建延長承諾願書（別記第9号様式）を提出し、市長の承諾を得なければならない。

3 市長は、前項の延長承諾願書を受理したときは、その内容を審査の上、八戸市被災者定着促進事業住宅再建延長承諾書（別記第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（完了の確認及び補助金の確定）

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により事業の完了を確認した上で補助金の額を確定し、八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金確定通知書（別記第11号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、当該通知を受理した日から14日以内に八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出するものとする。

（交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。